

三朝町基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月19日

三朝町長

三朝町条例第2号

三朝町基金条例の一部を改正する条例

三朝町基金条例（平成21年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立 て	運用益 金の整 理又は 処理	処分事由	名称	設置目的	積立 て	運用益 金の整 理又は 処理	処分事由
略					略				
7	三朝町営墓地を円滑かつ効率的に運営すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に上して当該基金に積立て	三朝町営山田墓地の運営事業の財源に充てる時。	7	三朝町営墓地を円滑かつ効率的に運営すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に上して当該基金に積立て	三朝町営山田墓地の運営事業の財源に充てる時。
8	三朝町における次に掲げる施策	一般会計歳入	一般会計歳入歳出予	当該基金の設置目的を達成するた	8	三朝町における農山村地域の活	一般会計歳入	一般会計歳入歳出予	当該基金の設置目的を達成するた

整備基金	の推進に資すること。 (1) 森林の整備に関する施策 (2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進、その他森林整備の促進に関する施策	歳出に算上し、当該基金に積立て	算上して当該基金に積立て	めに必要な経費の財源に充てると
略				
(備考) 略				

村ふるさと基金	性のための事業の安定的な推進に資すること。	歳出に算上し、当該基金に積立て	算上して当該基金に積立て	めに必要な経費の財源に充てると
略				
(備考) 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。